

京都市告示第451号

生活保護法第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号。以下「改正法」という。）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第3号（改正法附則第4条第2項において準用する場合を含む。）に規定する医療支援給付のための施術を担当させる者を、次のとおり指定しました。

平成25年2月15日

京都市長 門川大作

施術者指定

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
岡野 弘美	ひろみ鍼灸整骨院	中京区西ノ京左馬寮町10-3 2F	平成25年1月 1日
栗林 聖	あんず整骨院	山科区音羽野田町15-9 八 ヤシスタジオビル1F	平成25年1月 18日
柏本 仁志	株式会社三都メディ カルサービス柏本マ ッサージ	南区久世中久世町1-106 セント・ルークス208号	平成25年1月 4日
石原 昌樹	石原接骨院	南区西九条東島町16番地1	平成25年1月 11日
増田 耕一	ますだ整骨院	右京区太秦野元町17-5	平成24年12月 18日

（保健福祉局生活福祉部地域福祉課）